

丹篠監公表第 3 号
令和 2 年 12 月 25 日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清

丹波篠山市監査委員 河 南 克 典

兵庫県丹波篠山市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により令和 2 年 12 月 21 日に提出された兵庫県丹波篠山市職員措置請求書について、別紙のとおり決定したので公表します。

決 定 書

1 請求人

住所 兵庫県丹波篠山市*****

氏名 *****

2 請求年月日

令和2年12月21日

3 請求の要旨

丹波篠山市長は、西日本ジェイアールバス株式会社が所有する丹波篠山市河原町213-3の土地122.42㎡について、2020年4月1日付で土地賃貸借契約書を締結し、その賃料として月額299,600円を支出している。

一方、当該土地の評価額は、固定資産税路線価から推定すると400万円程度であり、一般的な賃料としては月額2万円程度が適正であると考えられる。

固定資産税路線価 23,100円 ÷ 0.7 × 122.42㎡ ≒ 4,040,000円

4,040,000円 × 6% ÷ 12月 = 20,200円（月賃料単価165円/㎡）

適正価格に対してその約15倍の賃料をもって賃貸借契約を締結することは、財政規律はもちろんのこと、市民の信頼をも損なうものである。ついては、特定の者に利益供与するに至った経緯を明らかにされたい。

なお、丹波篠山市長は、2018年度、2019年度においても同様の契約を締結しており、これらは適正価格に近い賃料となっている。

2018年度：契約面積3954.14㎡、契約額（年額）6,984,000円、月賃料単価147円/㎡

2019年度：契約面積3954.14㎡、契約額（月額）438,500円、月賃料単価111円/㎡

4 事実を証する書面

(1) 固定資産税路線価（令和2年度）

(2) 土地賃貸借契約書（平成30年4月4日締結、同年12月28日第1回変更）の写し

(3) 土地賃貸借契約書（平成31年4月1日締結）の写し

(4) 土地賃貸借契約書（2020年4月1日締結）の写し

5 監査委員の判断

(1) 主 文

本件請求を却下する。

(2) 理 由

本件請求にかかる要件審査を行ったところ、請求の要旨の中で「2020年4月1日付で土地賃貸借契約書を締結し、その賃料として月額299,600円を支出している。」と記載されている。また、事実を証明する書面として提出されている土地賃貸借契約書(2020年4月1日締結)の写しの賃貸借料について「金299,600円/月(非課税)」と記載されている。しかし、契約締結の所管課である企画総務部創造都市課から契約締結時の決裁関係や支出負担行為及び支出決定等の書類を提出させ確認したところ賃貸借料は「年額299,600円」と判明し、2020年度分の請求書として令和2年4月30日に299,600円が西日本ジェイアールバス株式会社へ支払われており、以降の支出はされていなかった。

したがって、請求人が主張されている「適正価格に対してその約15倍の賃料をもって賃貸借契約を締結することは、財政規律はもちろんのこと、市民の信頼をも損なうものである。」との請求の要旨と事実が大きく異なることから、本件は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

6 監査委員の意見

本件請求において所管課の事務執行にあたり、土地賃貸借契約書の賃貸借料を年額と記載するところを月額と誤った記載の契約を締結していたことについては、請求人に疑念を抱かせてしまったことは事実である。今後は職員の資質や意識の向上に一層取り組むとともに、所管課においては現状に則した契約書の早急なる締結を望むものである。

令和2年12月25日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清

丹波篠山市監査委員 河 南 克 典